

**令和9年度
相馬地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験**

受 験 案 内

相馬地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験委員会
〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3
相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課
電話(0244)35-0211

相馬地方広域市町村圏組合では、令和9年4月採用の職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

- **令和8年7月1日(水)から8月14日(金)まで**
- 受付事務は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行います。
(土曜日・日曜日・祝日は除きます)
- 郵送による申込みは、8月14日必着です。

2 試験期日、試験会場及び合格者発表

区 分	期 日	会 場	合 格 者 発 表
第1次 試 験	令和8年9月20日(日)	相馬地方広域消防本部	10月中旬、相馬市役所前・南相馬市役所前・鹿島区役所前・小高区役所前・新地町役場前・飯館村役場前の掲示場に掲示するほか、組合ホームページに掲載するとともに、合格者に通知します。
	受 付 9:00～ 9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～13:20 体力試験 13:45～16:00 (終了時間は予定)	南相馬市原町区高見町1丁目272 電話(0244)22-4164 ※体力試験も同会場にて実施しますが、雨天時は一部種目を別の会場で行う場合があります。	
第2次 試 験	第1次試験合格者に対し、別途通知します。		

3 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試 験 職 種	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
消 防 職	2名程度	消防業務

4 受験資格

試 験 職 種	受 験 資 格
消 防 職	①平成11年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方 (学歴は問いません) ②採用後、緊急時速やかに参集できる場所に居住できる方 (相馬地方管内であればその要件を満たします)

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。(欠格事項)

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 相馬地方広域市町村圏組合及び組合関係市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の方法及び内容

○ 第1次試験

試験種目	内 容
教養試験	消防職員として必要な一般教養(高校卒業程度)について、多肢選択式の筆記試験を行います。
体力試験	消防職員として職務遂行上必要な基礎体力について試験を行います。 ※4種目実施(懸垂:女性は斜め懸垂、腕立て伏せ、上体起こし、275m疾走)
適性検査	消防職員としての適正について検査します。

○ 第2次試験(第1次試験合格者に対し実施します)

試験種目	内 容
作文試験	課題式により、作文試験を行います。
個別面接	主として人物についての口述試験を行います。
身体検査	消防職員として職務遂行上必要な健康度を有するか検査します。 (医療機関の検査を受診のうえ、健康診断書を提出)

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載の真否、その他について調査します。

受験資格がない場合、申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、受験又は合格を取り消すことがあります。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の請求方法

ア 申込用紙は、相馬地方広域市町村圏組合事務局、相馬地方広域消防本部、相馬消防署、新地分署、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、飯館分署、相馬看護専門学校において交付します。組合ホームページからもダウンロードできます。

本組合ホームページアドレス <https://www.soma-area.jp/>

相馬地方広域市町村圏組合



イ 郵送で請求する場合は、封筒の表に「消防職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒[角形2号(縦33.2cm×横 24.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ送付してください。

(2) 受験申込の方法

- ア 申込用紙及び受験票に必要事項を記入のうえ、6ヶ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向、縦4.0cm×横3.0cm)を貼り付け、指定の履歴書(自筆のもの・写真貼付)1通を添付して、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に提出してください。
- イ 郵送する場合は、封筒の表に「消防職員採用試験申込」と朱書きし、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒[長形3号(縦 23.5cm×横 12.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ送付してください。
- ウ 申込用紙と受験票は1枚の用紙となっていますが、切り取らずに提出してください。記載事項を確認後、持参者にはその場で受験票を交付します。郵送の場合には順次送付します。
- エ 履歴書等の記載にあたり、間違えて記入した箇所は、二重線で訂正し、その上(又は隣)に正しい内容を記入してください。(修正ペン等は使用しないでください)
- オ 交付された受験票は、試験当日に必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。

8 受験日に持参するもの

受験票、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)、運動できる服装、運動靴2足(屋外用1足、屋内用1足)、靴を入れる袋、昼食、タオル、飲み物

※屋外用運動靴は、ランニングシューズ等とし、競技用のスパイクシューズ等は使用できません。また、一部種目は屋内で実施する場合がありますため、屋内用運動靴も必ず持参してください。屋内用運動靴は、屋内専用で、靴の裏が生ゴムか白又はノーマーキングラバーのものを使用してください。

※受験日は暑くなることが予想されますので、体力試験時の水分補給用に十分な量の水又はスポーツ飲料を持参してください。

9 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に高得点順に記載され、その中から採用者が決定されます。従って、合格しても欠員等の関係から採用されないこともあります。

10 必要資格

消防業務に際し、緊急車両を運転することから普通自動車運転免許(AT限定を除く)が必要となります。

11 受験結果の開示

試験結果については、本人の開示請求により閲覧することができます。

閲覧を希望する場合は、予め相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に電話で予約してから、本人確認ができるもの(受験票、運転免許証、学生証等公的身分証明書)及び印鑑を持参のうえ、組合事務局までお越しください。

※閲覧時期は、合格発表の日から1ヶ月間です。

※開示対象となるのは、第1次試験は不合格者のみで、第2次試験は受験者全員です。

12 その他

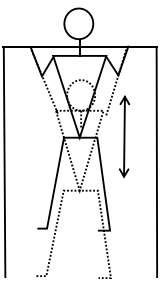
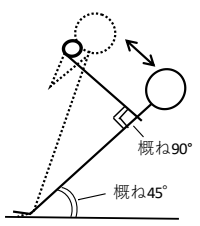
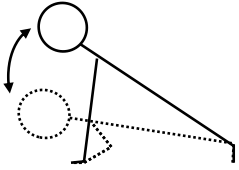
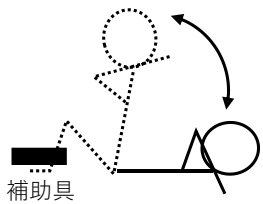
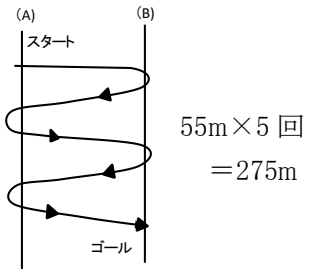
この試験に関して不明な点は、下記にお問い合わせください。

相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3

電話番号 (0244)35-0211

体力試験実施要領(受験者用)

実施種目及び内容	採点基準	実施図
<p>(1) 懸垂</p> <p>①鉄棒を両方の手(順手)で掴む。両腕をまっすぐにした状態でぶら下がる。</p> <p>②鉄棒より下顎が完全にあがるまで身体を引き上げ、次に完全に伸ばしてぶら下がる。</p> <p>③この動作を繰り返し行う。</p> <p>※斜め懸垂(女性のみ)</p> <p>①握り幅は肩幅より広く取り、両方の手で鉄棒を握り(順手、逆手どちらでもよい)、両腕をまっすぐにした状態とし腕と体幹の角度を概ね90度にする。地面と体の角度は概ね45度とし、両膝は肩幅に開いて伸ばし、身体を真っ直ぐに保持する。</p> <p>②屈曲時に鉄棒が前胸部上部(鎖骨下付近)に付くようにする。</p> <p>③この動作を繰り返し行う。 ※下肢の反動は使わない。</p>	<p>男性: 1回(20点) ~18回(100点)</p> <p>女性: 5回(10点) ~50回(100点)</p>	<p style="text-align: center;">男性</p>  <p style="text-align: center;">女性</p> 
<p>(2) 腕立て伏せ</p> <p>①両手を肩幅又は肩幅よりやや広くついて肘をのばした状態をとる。</p> <p>②脚を伸ばし、つま先だけを床につけて腕とつま先で身体を支える。</p> <p>③足から首まで一直線になるよう姿勢をとり目線は顔から1メートル先を見るように肘を曲げながら身体を伏せ顎が床(地面)に触れるか触れない程度まで下げる。</p> <p>④床(地面)を押し上げ元に戻す。</p> <p>⑤この動作を繰り返し行う。</p>	<p>男性: 15回(4点) ~55回(100点)</p> <p>女性: 10回(4点) ~45回(100点)</p>	
<p>(3) 上体起こし</p> <p>①仰臥姿勢をとり、両足を肩幅程度に開き、膝を90度に曲げ後頭部に両手を置く。補助具で実施者の両足をおさえて固定する。</p> <p>②合図で両肘が両膝に触れるまで上体を起こし、再び背中(肩甲骨下部)が床(地面)に触れるまで倒し、元の姿勢に戻る。</p> <p>③この動作を繰り返し行う。肘が膝に付いた回数を数える。 ※途中で休む場合は起き上がった状態とする。</p>	<p>男性: 25回(1点) ~75回(100点)</p> <p>女性: 15回(1点) ~65回(100点)</p>	
<p>(4) 275m疾走</p> <p>①(A)から(B)の距離を55メートルとし、合図で(A)から走り出し(B)の印を回り、直ちに(A)に向かって走る。</p> <p>②これを5回折り返し(B)に片足が到達した時間を測定する。</p>	<p>男性: 66秒以内(5点) ~47秒以内(100点)</p> <p>女性: 69秒以内(5点) ~50秒以内(100点)</p>	

※体力試験は、上記4種目の総合得点となります。

試験会場周辺地図



○受験に関するQ & A

Q:大学生(または既卒者)ですが、受験できますか。

A:学歴に関係なく受験できます。

Q:消防職員としての体格的な制限はありますか。

A:特にありません。

Q:女性も受験できますか。

A:男性、女性ともに性別に関係なく受験できます。

Q:救急救命士の資格を取得している場合、採用に関し特別な優遇措置等がありますか。

A:特にありませんが、取得している資格・免許等については、すべて履歴書に記入してください。

Q:普通自動車運転免許は、いつまでに取得する必要がありますか。

A:採用後、4月から9月まで消防学校に入校するため、入校中は自動車学校への通学や運転免許試験場で学科試験を受けることができません。このため、採用前の3月末までに取得しておく必要がありますが、誕生日等の都合でやむを得ず取得できない場合は、申し出てください。

Q:AT限定の普通自動車免許を保有していますが、限定解除は必要になりますか。

A:消防用の緊急車両にはマニュアル車もありますので、限定解除が必要です。

○採用後の身分や給与等に関するQ & A

Q:採用後の身分はどうなるのですか。

A:地方公務員として、消防・救急業務等に従事します。

Q:給与について教えてください。

A:初任給は高卒の場合 210,600 円、大卒の場合 236,700 円です。(令和 8 年 4 月 1 日現在)

なお、勤務経験等を有する場合は、期間や内容に応じて給料月額が調整されます。定期昇給は、原則として毎年1回行われます。

その他に、それぞれの条件に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、期末・勤勉手当(ボーナス)は、年 4.65 月分(令和 8 年 4 月 1 日現在)支給されます。

また、退職する際には、勤続期間に応じて退職手当が支給されます。

Q:休暇等の制度について教えてください。

A:年次有給休暇は年間 20 日間(採用年は 15 日)付与され、その他に夏季休暇(年5日)・産前産後休暇・子育て休暇等の特別休暇や、介護休暇・育児休業など家庭と仕事の両立をサポートする制度が整備されています。

Q:福利厚生制度は、どのようなものがありますか。

A:福島県市町村職員共済組合に加入し、病気やけが、出産等に必要給付を行うほか、福島県市町村総合事務組合より退職金等が支給されます。

その他、相馬地方広域市町村圏組合職員共助会に加入することにより、病気等の見舞金や各種祝金等が給付されるほか、人間ドック受検費用の助成を受けることができます。

○勤務内容等に関するQ & A

Q:勤務場所はどこになりますか。

A:消防本部(南相馬市)、相馬消防署(相馬市)、南相馬消防署(南相馬市)、小高分署(南相馬市)、鹿島分署(南相馬市)、新地分署(新地町)、飯館分署(飯館村)などに配属されます。

Q:消防業務には、どのようなものがありますか。

A: 消防業務には、火災を消す「消火活動業務」、病人やけが人などに必要な応急処置をして病院に搬送する「救急業務」、火災で逃げ遅れた人や交通事故で車内に閉じ込められた人などを、救助資機材を使って救助活動する「救助業務」、火災が起きないように建築物の設備や防火管理について立入検査などをする「予防業務」、消防活動に必要な設備・器具・消防力を管理する「警防業務」のほか、119番の緊急通報を受け、消防各署や出動した隊員と交信等を行う「通信指令業務」などがあります。

Q:消防署の勤務について教えてください。

A:消防署の勤務には、交替制勤務(隔日勤務)と毎日勤務の2種類があります。

- ① 交替制勤務…午前8時30分から翌日の午前8時30分までの24時間勤務で、そのうち勤務が割り振られているのは15時間30分です。勤務の割り振られていない時間には、休憩や仮眠をとることができます。
- ② 毎日勤務…月曜日から金曜日まで、1日につき7時間45分(午前8時30分～午後5時15分)の勤務時間が割り振られます。(土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休日)

Q:火災などで出動していないときや、災害がないときは何をしていますか。

A:火災後の火災原因調査書類や立入検査書類、災害報告書の作成等の事務処理業務等のほか、実際の現場を想定した様々な訓練等を行っています。

Q:消防業務の中で体力はどのくらい必要ですか。

A:消防業務の中には、傷病者の搬送や消火活動等の体力を要する業務がありますので、その職務を遂行する体力が必要です。

Q:女性職員も男性職員と同じように勤務するのですか。

A:業務には女性職員、男性職員の区別はありません。

ただし、消防庁舎には、女性専用の個室の仮眠室や浴室、洗面所等が整備されており、プライバシーが守られています。当組合では、女性消防職員も活躍しています。

○消防学校に関するQ & A

Q:消防業務についての知識や技能がないため心配です。

A:採用後、福島県消防学校に入校し消防職員として必要な知識や技能を習得することができます。

Q:消防学校では、具体的にどんなことをするのですか。

A:県内の各消防本部で新たに採用された消防職員とともに、約6ヶ月間、福島県消防学校に入校します。消防学校では、実際に消防業務の第一線に配備された際に職務を遂行できるよう、消防法や危険物の基礎知識を学ぶとともに、救助訓練や消防器具を取扱う訓練等を行います。

Q:女性でも消防学校でやっていけるのか心配です。

A:消防学校には新たに採用された消防職員全員が入校しますので、もちろん女性消防職員も毎年入校し、無事修了しています。消防学校では、長期にわたる研修となるため寮生活となりますが、女性専用の寮室・浴室・ラウンジ等が完備されており、プライバシーに関しても配慮されています。